

～誰もが自分らしく暮らせる社会の実現を～

LGBT って知っていますか？

あなたの理解が、性的マイノリティ当事者の支えとなります

本市は、「SDGs未来都市」として、その基本理念である“誰一人取り残さない”まちづくりを進めており、LGBT等をはじめとする性的マイノリティの当事者の方たちが抱えている生きづらさを解消するため、本年9月から「宇部市パートナーシップ宣誓制度」を導入します。

この機会に、いま一度、性の多様性や性別による差別や偏見などについて、考えてみませんか。



身体 女

心 女

好き 女



身体 男

心 男

好き 男



身体 男(女)

心 男(女)

好き 男女



身体 女(男)

心 男(女)

好き 女(男)

Lesbian
【レスビアン】
心の性が女性で
好きになる性も
女性

Gay
【ゲイ】
心の性が男性で
好きになる性も
男性

Bisexual
【バイセクシャル】
好きになる性が、
男性も女性も
どちらも

Transgender
【トランスジェンダー】
自分が感じている性と、
生まれたときの身体の
性に違和感がある人

知ってみよう

◆中学生向けLGBT啓発パンフレット

⇒市ウェブ番号検索で「1011760」を入力

◆出前講座を実施しています

⇒市ウェブ番号検索で「1004638」を入力

⇒講座番号17「みんなちがって、みんないい」

「宇部市パートナーシップ宣誓制度」の概要については、裏面をご覧ください。

FAX・メールでお問合せの場合は、送信後に電話で到達確認をお願いします。



【問合せ先】 宇部市 市民環境部 人権・男女共同参画推進課

〒755-8601 宇部市常盤町一丁目7番1号 TEL 0836-34-8308 FAX 0836-22-6016 メール jinken@city.ube.yamaguchi.jp

「宇部市パートナーシップ宣誓制度」の概要

本制度は、憲法や民法に規定されている法に基づく婚姻とは異なり、パートナー関係にある性的マイノリティのカップルを宇部市が公的に認めるものです。

現行では法律婚の夫婦にしか認められていない手続きやサービス等を、夫婦に準じる共同生活を送っている性的マイノリティのパートナーにも利用可能としていくことを目的としています。

この制度を利用することにより、病院での面会、公営住宅への入居、職場での福利厚生など、さまざまな場面で法律婚にある夫婦と同様の取扱いを受けることが期待できます。

宇部市パートナーシップ宣誓制度のイメージ図



【民間事業者の提供サービス事例】

- ・結婚祝金、結婚休暇、看護休暇、介護休暇、介護休業、忌引休暇
- ・パートナーと不動産契約が可能
- ・パートナーが家族として認められ面会や手術の際の同意が可能
- ・パートナーと共同で住宅ローンが可能
- ・パートナーを生命保険金の受取人に指定が可能
- ・自動車保険の運転者限定特約において、パートナーを家族限定の「家族」として適用が可能
- ・家族を対象とした割引サービスにパートナーの適用が可能

【その他、性的マイノリティに関する民間事業者の取組事例】

- ・性的指向・性自認等に基づくハラスメント等の禁止を社内規定等に明記
- ・福利厚生の適用範囲拡大等、人事制度の改善
- ・性的指向・性自認等に関する理解促進・支援のための啓発活動
- ・LGBT当事者の社員に向けた社内相談窓口の設置
- ・ハード面での職場環境の整備
- ・採用活動におけるLGBT当事者への配慮

